

国立大学法人北海道大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・当該役員の担当業務に係る実績とその評価、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を総合的に勘案して報酬に反映させるべく、国立大学法人北海道大学役員給与規程において、役員に支給される期末手当の額は、その者の役員としての業績に応じ、これを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	・平成24年4月以降の本給月額を0.5%引き下げ
理事		・平成24年4月以降の本給月額を平均0.5%引き下げ
理事(非常勤)		・該当者なし
監事		・法人の長の改定内容と同じ
監事(非常勤)		・法人の長の改定内容と同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	18,821	13,322	4,982	399 116		3月31日	
A理事	14,276	10,142	3,663	304 49 116		3月31日	
B理事	14,585	10,142	3,847	304 175 116			
C理事	14,521	10,142	3,867	304 91 116			
D理事	14,579	10,142	3,867	304 149 116		3月31日	
E理事	14,408	10,142	3,847	304 49 65			
F理事	14,871	10,142	3,663	304 696 65			

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
G理事	千円 6,604	千円 3,974	千円 1,848	千円 491 (地域手当) 290 (単身赴任手当)		8月30日	◇
H理事	千円 8,567	千円 5,267	千円 1,880	千円 948 (地域手当) 406 (単身赴任手当) 65 (寒冷地手当)	9月1日		◇
A監事	千円 11,440	千円 8,006	千円 2,994	千円 240 (地域手当) 133 (通勤手当) 65 (寒冷地手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,491	千円 2,491	千円 0	千円 0			

注1：総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2：「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注3：前職欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

・運営費交付金の削減の影響等を勘案しつつ、教育・研究ニーズに沿った人員配置を行うとともに、事務の効率化・合理化により人件費総額の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

・当法人は、国から運営費交付金が措置されていることから、国民の理解が得られるよう、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

・昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務の実態に則した職員の勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給月額 (昇給)	・5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)前1年間の勤務成績に応じて昇給することができる。
基本給月額 (昇格)	・教員 … 昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。 ・教員以外 … 勤務成績が良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	・基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

[平成24年4月1日実施]

○基礎クラス担任等手当の新設

・本学の第1年次の学生の修学指導等を行うために編成した基礎クラスに置かれるクラス担任及びクラス副担任である職員に対して、クラス担任にあつては月額6,000円を、クラス副担任にあつては月額3,000円を支給

[平成24年6月1日実施]

○50歳台以上の職員に重点を置いて、基本給月額を平均0.2%（指定職基本給表適用者にあつては平均0.5%）引き下げ

○基本給の調整額に係る調整基本額を減額

○平成18年4月の基本給の切替えに伴う経過措置にかかる算定の基礎額について、0.49%（指定職基本給表の適用を受ける職員にあつては0.5%）引き下げるとともに、支給期間を平成26年3月31日までとする

○平成24年4月1日において36歳に満たない職員で、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給等をした一定の職員の号俸を、1号俸（30歳に満たない職員においては最大2号俸）上位の号俸に調整

[平成25年3月15日実施]

○臨時特例手当の支給

・職員の給与の臨時特例として基本給月額等を減額支給したことによる、職員の負担を考慮して講ずる特例措置として、基本給月額等の減額支給措置の適用を受けた職員に対して、基本給月額、支給減額率並びに特例期間における在職月数等を考慮した額を平成25年3月15日に支給

〔その他〕

○国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、本学の運営費交付金が削減されることを踏まえ、以下の措置を講ずることとした

（職員について）

- ・実施期間：平成24年9月～平成25年3月
- ・基本給表関係の措置内容：
 - 一般職（A）… 2級以下（▲4.77%）、3級～6級（▲7.77%）、7級以上（▲9.77%）
 - 一般職（B）… 3級以下（▲4.77%）、4級以上（▲7.77%）
 - 海事職（A）… 2級以下（▲4.77%）、3級～5級（▲7.77%）、6級以上（▲9.77%）
 - 海事職（B）… 3級以下（▲4.77%）、4級以上（▲7.77%）
 - 教育職 … 2級以下（▲4.77%）、3級～4級（▲7.77%）、5級（▲9.77%）
 - 指定職 … 全ての号俸（▲9.77%）
 - 特定職 … 4号俸以下（▲7.77%）、5号俸以上（▲9.77%）
- ・諸手当関係の措置内容：
 - 管理職手当 … 一律▲10%
 - 期末手当及び勤勉手当 … 一律▲9.77%
 - 地域手当等の基本給月額に連動する手当（期末手当及び勤勉手当を除く）… 基本給の減額率に応じた率

（役員について）

- ・実施期間：平成24年7月～平成26年3月
- ・役員本給表の措置内容：全ての号俸（▲9.77%）
- ・諸手当関係の措置内容：
 - 地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当 … ▲9.77%
 - 非常勤役員手当 … ▲9.77%

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	3,324	44.3	6,848	5,173	75	1,675
事務・技術	887	40.8	5,253	4,030	87	1,223
教育職種 (大学教員)	1,795	48.0	8,244	6,190	70	2,054
医療職種 (病院看護師)	453	37.7	4,999	3,793	66	1,206
技能・労務職種	4	53.3	5,273	4,019	73	1,254
海事職種	17	48.1	7,303	5,511	3	1,792
海技職種	22	39.9	5,322	4,072	0	1,250
医療職種 (病院医療技術職員)	128	40.3	5,361	4,075	100	1,286
その他医療職種 (医療技術職員)	6	44.8	4,767	3,623	114	1,144
その他医療職種 (看護師)	3	48.8	4,856	3,673	113	1,183
専門職(学術)	9	41.3	5,733	4,389	87	1,344

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
再任用職員	人 35	歳 62.5	千円 2,932	千円 2,932	千円 121	千円 0
事務・技術	人 35	歳 62.5	千円 2,932	千円 2,932	千円 121	千円 0

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
非常勤職員	人 425	歳 33.3	千円 3,777	千円 2,914	千円 73	千円 863
事務・技術	人 119	歳 38.0	千円 3,114	千円 2,400	千円 114	千円 714
教育職種 (大学教員)	人 24	歳 41.8	千円 6,931	千円 5,361	千円 32	千円 1,570
医療職種 (病院看護師)	人 192	歳 26.7	千円 3,792	千円 2,932	千円 42	千円 860
技能・労務職種	人 35	歳 50.7	千円 3,665	千円 2,796	千円 99	千円 869
医療職種 (病院医療技術職員)	人 45	歳 29.6	千円 3,797	千円 2,921	千円 89	千円 876
福祉系職種 (保育園職員)	人 10	歳 40.4	千円 4,102	千円 3,165	千円 94	千円 937

注1：在外職員及び任期付職員については、該当者がいないため、表の記載を省略した。

注2：「技能・労務職種」とは、調理師、看護助手、林業技能補佐員等の特定の技能業務、労務作業の業務を行う職種を示す。

注3：「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、航海士、機関士等の業務を行う職種を示す。

注4：「海技職種」とは、船舶の乗組員の業務を行う職種を示す。

注5：「専門職（学術）」とは、学術に係る専門的業務を行う職種を示す。

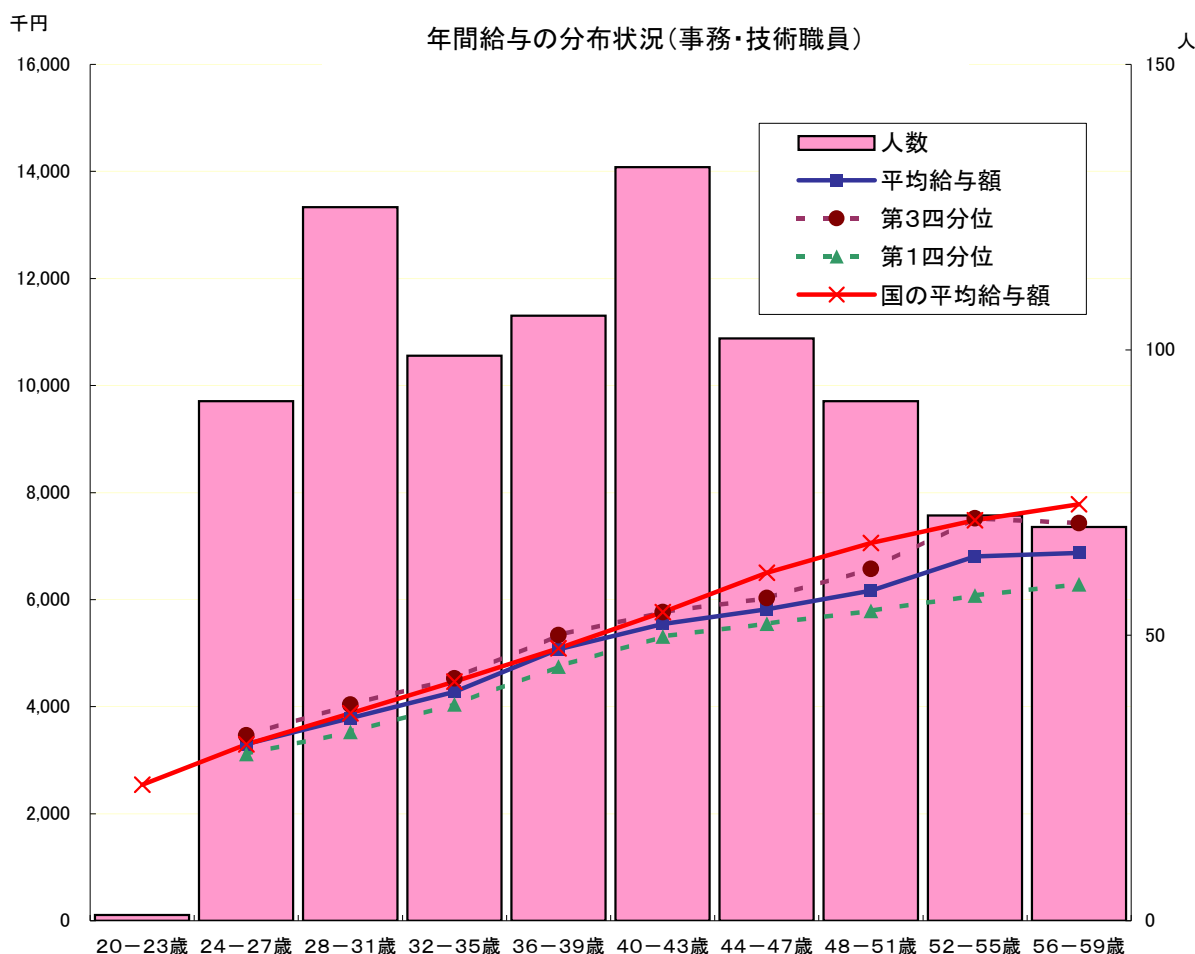
注6：「医療職種（病院医師）」については、該当者がいないため、欄の記載を省略した。

〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
非常勤職員	人 262	歳 40.7	千円 6,064	千円 6,064	千円 52	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 232	歳 40.7	千円 6,151	千円 6,151	千円 47	千円 0
特定職種 (特定専門職員)	人 30	歳 40.6	千円 5,383	千円 5,383	千円 94	千円 0

注：「特定職種（特定専門職員）」とは、高度の専門性を有する業務等を行う職種を示す。

- ② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



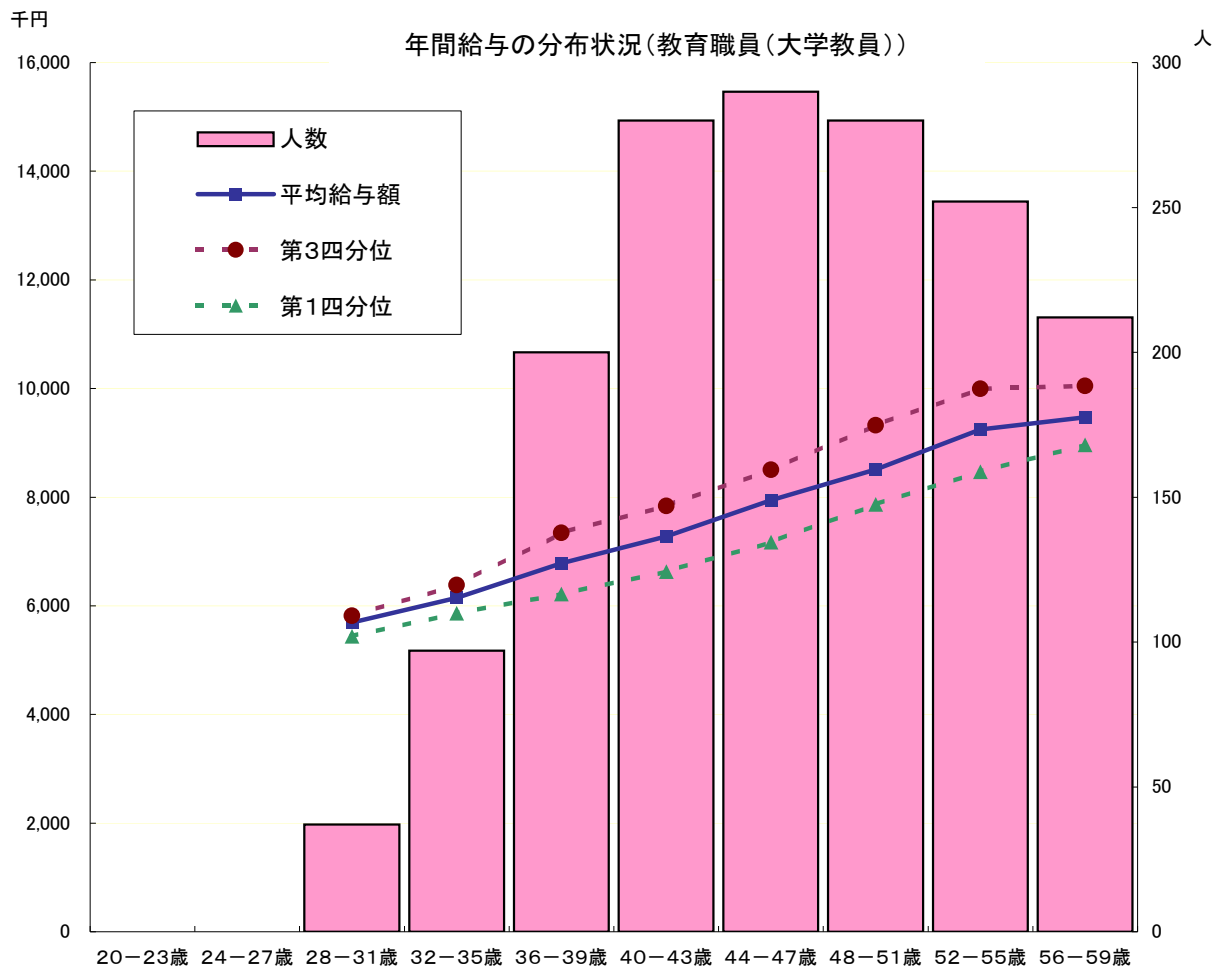
注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

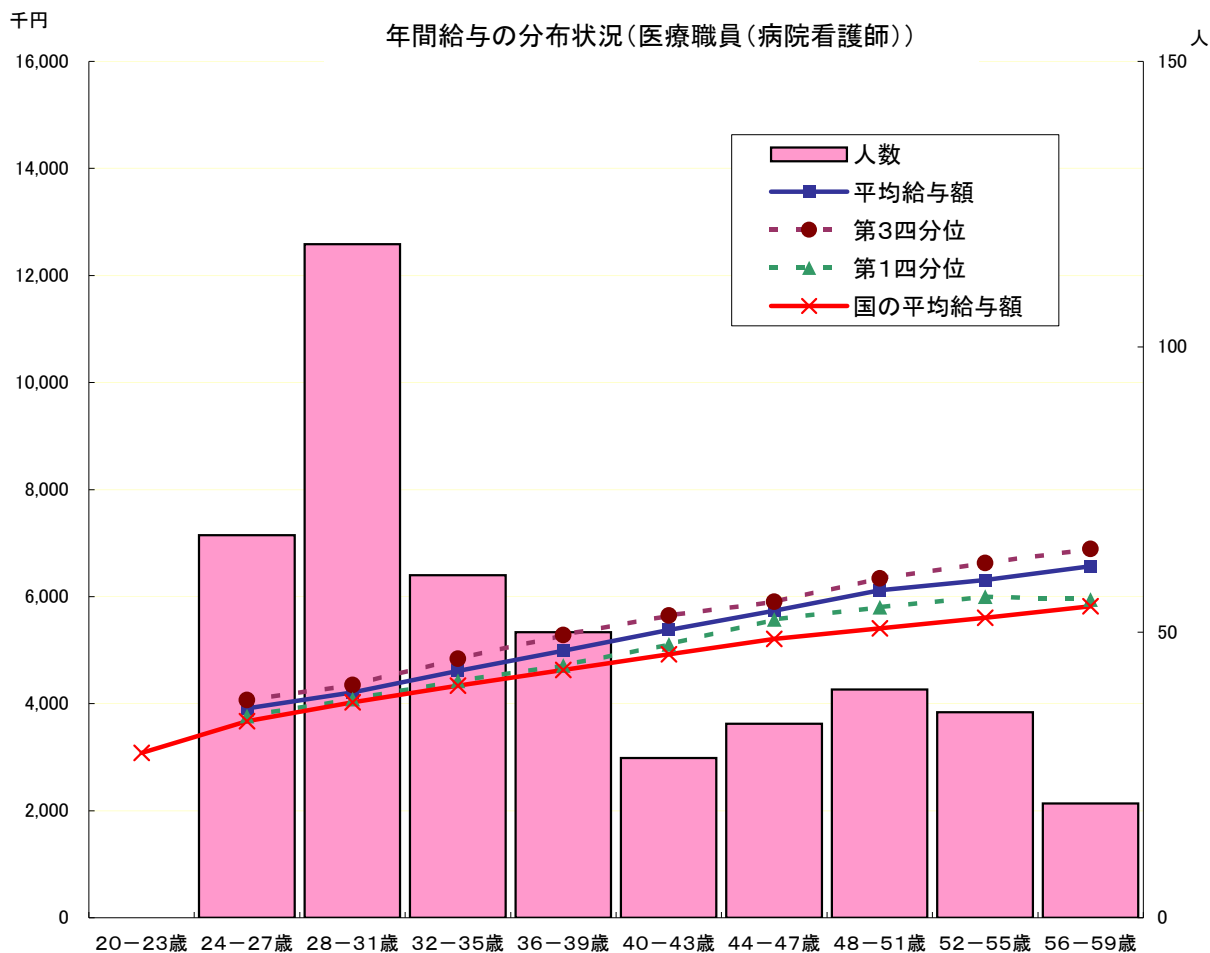
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
・部長	11	56.8	8,143	9,405	10,509		
・課長	46	54.0	7,394	7,645	8,040		
・課長補佐	68	52.9	6,310	6,513	6,724		
・係長	353	44.6	5,364	5,647	5,986		
・主任	121	39.6	4,530	4,931	5,374		
・係員	288	31.0	3,369	3,797	4,075		

注：「課長」には相当職である「室長」及び「事務長」を、「課長補佐」には相当職である「室長補佐」及び「事務長補佐」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	640	54.5	9,347	9,812	10,186
・准教授	567	46.0	7,624	7,941	8,369
・講師	132	46.0	6,931	7,444	7,939
・助教	440	41.4	5,993	6,385	6,757
・助手	11	53.8	6,124	6,442	6,890
・教務職員	5	50.5	5,149	5,298	5,451



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
・看護部長	1		—		—		
・副看護部長	5	54.3	6,908	7,301	7,509		
・看護師長	32	51.4	6,076	6,435	6,865		
・副看護師長	76	46.2	5,482	5,809	6,163		
・看護師	339	34.1	4,079	4,546	4,941		

注1: 「看護師」には、「助産師」を含む。

注2: 「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	部長課長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員(割合)	887	92 (10.4%)	216 (24.4%)	423 (47.7%)	77 (8.7%)	59 (6.7%)	13 (1.5%)	4 (0.5%)	3 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
年齢(最高～最低)		43 ? 22	57 ? 26	59 ? 34	59 ? 44	59 ? 39	59 ? 48	59 ? 52	58 ? 54		
所定内給与年額(最高～最低)		3,538 ? 2,082	4,138 ? 2,463	5,251 ? 3,054	5,238 ? 4,354	6,824 ? 4,753	7,255 ? 5,913	8,043 ? 6,641	8,547 ? 7,394		
年間給与額(最高～最低)		4,477 ? 2,707	5,340 ? 3,200	6,658 ? 4,008	6,963 ? 5,803	8,619 ? 6,431	9,183 ? 7,792	10,509 ? 8,775	11,357 ? 9,909		

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授
人員(割合)	1,795	5 (0.3%)	451 (25.1%)	136 (7.6%)	563 (31.4%)	640 (35.7%)
年齢(最高～最低)		58 ? 41	62 ? 28	62 ? 29	62 ? 32	62 ? 38
所定内給与年額(最高～最低)		4,242 ? 3,771	5,912 ? 3,437	6,617 ? 4,057	7,418 ? 4,126	10,783 ? 5,506
年間給与額(最高～最低)		5,608 ? 4,914	7,609 ? 4,522	8,729 ? 5,388	9,590 ? 5,442	13,857 ? 7,377

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	453	0 (0.0%)	339 (74.8%)	76 (16.8%)	32 (7.1%)	5 (1.1%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)
年齢(最高～最低)			59 ? 25	59 ? 33	59 ? 42	59 ? 50		
所定内給与年額(最高～最低)			4,748 ? 2,507	4,951 ? 3,377	5,351 ? 4,138	5,907 ? 4,814		
年間給与額(最高～最低)			6,288 ? 3,292	6,695 ? 4,500	7,256 ? 5,466	7,916 ? 6,741		

注：7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.9 %	65.4 %	64.1 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.1 %	34.6 %	35.9 %
	最高～最低	49.6～32.6 %	45.7～29.7 %	45.9～32.0 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.2 %	66.9 %	65.5 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.8 %	33.1 %	34.5 %
	最高～最低	42.8～30.0 %	40.0～29.1 %	41.4～30.4 %

(教育職員(大学職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.5 %	64.0 %	62.2 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.5 %	36.0 %	37.8 %
	最高～最低	49.2～33.0 %	48.0～30.4 %	46.5～31.8 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.2 %	67.0 %	65.6 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.8 %	33.0 %	34.4 %
	最高～最低	48.8～32.2 %	48.5～28.6 %	46.9～31.0 %

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	56.7 %	60.7 %	58.8 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	43.3 %	39.3 %	41.2 %
	最高～最低	51.9～40.1 %	48.5～31.9 %	50.1～36.0 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.0 %	66.1 %	64.1 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.0 %	33.9 %	35.9 %
	最高～最低	42.8～32.8 %	40.0～30.3 %	41.3～31.5 %

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	93.4
対他の国立大学法人等	102.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	100.8
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	108.3
対他の国立大学法人等	101.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.4	
	参考	地域勘案 100.8
		学歴勘案 93.0
		地域・学歴勘案 100.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 52% (平成24年度予算) 国からの財政支出額 52,524百万円 支出予算の総額 100,980百万円	
	【検証結果】 職員の給与について、社会一般の情勢に適合するよう対応しており、適切であると考えている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 108.3	
	参考	地域勘案 107.3
		学歴勘案 108.0
		地域・学歴勘案 107.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>国の医療職俸給表(三)適用者に対し本学病院看護師は最終学歴が大学卒業以上の者の割合が高いこと(国:3.9%、本学:48.9%)、また国には1級適用者(准看護師)がいること(国:10.6%、本学:なし)が主要因と考えられる。 (国の数字は、人事院給与局「平成24年国家公務員給与等実態調査」による。)</p> <p>【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。</p>	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 52% (平成24年度予算) 国からの財政支出額 52,524百万円 支出予算の総額 100,980百万円	
	【検証結果】 職員の給与について、社会一般の情勢に適合するよう対応しており、上記の理由を勘案し、適切であると考えている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 101.9

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 27,675,575	千円 28,232,223	千円 (%) △ 556,648 (△ 2.0)	千円 (%) △ 418,441 (△ 1.5)
退職手当支給額 (B)	千円 2,845,546	千円 3,509,835	千円 (%) △ 664,289 (△18.9)	千円 (%) △ 1,169,573 (△29.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 11,577,683	千円 11,574,782	千円 (%) 2,901 (0.0)	千円 (%) 321,707 (△ 2.9)
福利厚生費 (D)	千円 5,015,882	千円 4,980,653	千円 (%) 35,229 (0.7)	千円 (%) 323,746 (△ 6.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 47,114,687	千円 48,297,495	千円 (%) △ 1,182,808 (△ 2.5)	千円 (%) △ 942,560 (△ 2.0)

注1：「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当額を計上している。

総人件費について参考となる事項

i) 給与、報酬等支給総額の対前年度比が△2.0%となった要因

・給与の減額支給措置（約△1,000,000千円）及び教員数が減少したことにより、臨時特例手当の支給による増額要因があったものの、全体として対前年度比△2.0%となったものと考えられる。

ii) 最広義人件費の対前年度比が△2.5%となった要因

・退職手当の支給水準引下げ（約△146,000千円）及び定年退職者数が減少したことにより、退職手当の支給総額が減少したこと、並びに上記要因による給与、報酬等支給総額の減少と併せて全体で2.5%減少したものと考えられる。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）を踏まえ、本学役職員の退職手当について、社会一般の情勢に適合したものとするため、以下の措置を講ずることとした。

- ・役員について、平成25年1月から引下げ
- ・職員について、平成25年3月から引下げ